

千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱

令和4年1月19日 担い手第1664号制定

(趣旨)

第1条 新規就農者や農業経営者の育成に当たっては、経営力、技術力を向上させることが重要である。農業教育の高度化、幅広い就農希望者等に対する実践的なリカレント教育の実施を推進するため、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」と言う。)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」と言う。)、千葉県農業教育高度化事業実施要領(令和4年1月19日付け担い手第1664号。以下「県実施要領」と言う。)に基づいて行われる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、事業実施主体等に対し補助金を交付する。

(交付の対象及び補助率)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助の対象)

第3条 県実施要領第3の規定にかかわらず、事業実施主体(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。また、県実施要領第4の6の助成金の交付を受けようとする者についても、同様とする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知

- りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 四 農地法等、関係法令を遵守しない者

(申請手続)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県農業教育高度化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、県実施要領第4の6の助成金にあっては、県実施要領第8の2の(1)の規定に基づく助成金交付申請書(県実施要領別記様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金等の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 補助事業の内容の変更(別表に規定する重要な変更に限る。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 前条第1項の第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県農業教育高度化事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 事業実施主体(県、県が運営する農業教育機関を除く。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 事業実施主体(県、市町村を除く。以下第7条において同じ。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 3 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（国交付要綱別記様式第2号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第8条 事業実施主体（県、県が運営する農業教育機関を除く。以下第10、11、12、14、15、16条において同じ。）は、規則第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（軽微な変更）

- 第9条 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第10条 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第11条 規則第10条の規定による事業の遂行状況の報告は、当該補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、千葉県農業教育高度化事業補助金遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第6条による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は補助事業完了日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式第6号により作成した年度終了の実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 3 第4条第2項のただし書の規定により、交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項のただし書の規定により、交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を千葉県農業教育高度化事業補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年4月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 県実施要領第8の2の（2）で助成金を交付した者（以下交付対象者。）は、第4条に規定する助成金の交付の申請をもって実績報告書に替えるものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県農業教育高度化事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。ただし、県実施要領第8の2の（2）の交付対象者は、第4条に規定する助成金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

（財産の管理等）

第14条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分等の制限）

第15条 取得財産等のうち規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条第1項に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

- 5 補助事業により取得又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（残存物件の処理）

第16条 事業実施主体は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金等の経理）

第17条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は取得財産等の処分制限期間のいずれか長い期間整備保管しておかなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（国交付要綱別記様式第10号）その他関係書類を整備保管しておかなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第18条 事業実施主体（市町村に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書（国交付要綱別記様式第11号）を作成しておかなければならない。

（書類の経由）

第19条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所を長を経由し提出するものとする。所轄の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

（暴力団密接関係者）

第20条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者（事業実施主体が法人その他の団体である場合にあっては、そ

の役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体) とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

別表

(補助金交付要綱第2条、第5条関係)

事業の区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
			事業内容の変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	国実施要綱及び県実施要領に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業教育高度化事業	定額、1/2以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体及び取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減

別記様式第1号（第4条関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等
交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されたく申請
します。

記

- 1 補助金の種類
千葉県農業教育高度化事業
- 2 事業の目的、内容
別紙のとおり

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A + B)	負担区分		備 考
		補助金 (A)	そ の 他 (B)	
担い手育成・確保 等対策事業費補助 金	円	円	円	
合 計				

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には、「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
担い手育成 ・確保等対 策事業費補 助金	円	円	円	円	
合 計					

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付資料（交付申請書の場合に限る。）

- (1) 定款、寄附行為等及び収支予算（事業実施主体が民間団体の場合）
- (2) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の
写し

別記様式第2号（第6条関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知の
あった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県農業
教育高度化事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更（中止・廃止）内容

（以下、別記様式第1号に準じて作成すること。）

（注）補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業
の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第3号（第10条関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日までに完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
担い手育成・確保等対策事業費補助金	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第11条関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（第3・四半期末現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
担い手育成・確保等対策事業費補助金	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

(注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第12条第1項関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条第1項の規定により報告します。

記

（注）1 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 以下の資料を添付すること。

（1）財産管理台帳の写し

（2）収支決算、事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し

（3）事業の一部を委託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第6号（第12条第2項関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績	翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に要 する経費（A）	補助金	（A）のうち年 度内支出済額	（A）のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇						
年度内 完了分 〇〇〇						
合計						

- （注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする
（翌年度繰越を行った場合の他、債務負担行為に係る場合）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第7号（第12条第4項関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定通知のあったこの事業について、千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体（地方公共団体を除く。）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1） 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等があるもの）
- （2） 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3） 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4） 事業実施主体（地方公共団体を除く。）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合あつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体（地方公共団体を除く。）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第13条関係）

年度千葉県農業教育高度化事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 達第 号をもって額の確定のあった事業について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

区分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備考
担い手育成・ 確保等対策事 業費補助金				

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇

本件責任者及び担当者

- 1 氏 名：〇〇 〇〇
- 2 連絡先：〇〇〇〇〇